

令和元年6月25日
文教福祉常任委員会資料
福祉こども部保健推進課
健康長寿部健康生きがい課

骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業について

本事業は、骨髄移植等の医療行為により、過去に接種済みの定期予防接種の抗体を失った方が任意で再度の予防接種を受ける場合に要する費用の助成を行うものです。

事業概要は、下記のとおりとなります。

記

1 事業開始時期

令和元年7月1日（平成31年4月1日以降に再接種した方に遡及適用）

2 接種対象者

次の要件すべてに該当する方

- (1) 接種日において宇治市内に住所を有する20歳未満の方
- (2) 骨髄移植等の医療行為により、定期予防接種として接種済みのワクチンの抗体を失ったため、再接種の必要があると医師に判断されている方

3 対象となる予防接種

- (1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項に規定するA類疾病のうち、医師の指示により再接種を行うもの

○A類疾病

ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎（ポリオ）・麻しん（はしか）・風しん・日本脳炎・破傷風・結核（BCG）・Hib感染症・小児の肺炎球菌感染症・ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）・水痘、B型肝炎、

- (2) 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に基づき、適正に接種されたもの

4 助成額

当該予防接種の費用として医療機関から請求のあった額とします。

ただし、本市が締結している予防接種の実施に係る委託契約における委託料の額を上限とします。なお、再接種に係る経費に対し市が助成する額の2分の1が京都府補助金として市に交付されます。

5 周知方法

- (1) 医療機関等への周知 6月末
- (2) 市ホームページ等による周知 6月末